

町営住宅入居者募集要領(宮園第 1 団地)

宮園第 1 団地の入居者を募集します。

入居者の選考については、入居要件(益城町営住宅条例第5条)があるか実態調査等、審査のうえ入居資格を決定し、入居者の選考(益城町営住宅条例第8条)を行います。なお、申込み多数の場合は見届け抽選により入居者及び入居補欠者を決定します。

1. 入居者を募集する住宅

団地名	所在地	募集住戸	間取り	建築年度	家賃	構造 全体戸数	校区
宮園第 1 団地 (裏面地図あり)	宮園 487 番地 1	1 戸 C 棟 103 号	2DK 54.73 ㎡ (裏面間取図あり)	平成 31 年度	20,700 円 ～40,700 円	鉄骨造 2 階建 24 戸	益城中央 小学校 木山中学校

※家賃は所得や家族構成などにより毎年度決定します。
※エレベーターなし。
※家賃の他に、共用部分にかかる費用(共益費)の支払いが必要です。共益費は団地内で徴収します。

2. 入居資格(次の条件をすべて備えていなければなりません)

- 町内に居住(住民登録している)又は勤務地を有する者。ただし、平成28年熊本地震発生時に町内に住所を有していた者で、町外へ住所を異動した者についても同様とみなす。
(※罹災証明書または戸籍の附表の提出要)
- 夫婦、親子を主体とする家族であること(ただし、婚約中の者も含む※別途、婚姻証明書等の提出要)
- 単身者の入居資格については裏面を参照。
- 現に住宅に困窮していることが明らかな者(益城町営住宅に入居されている方・持ち家のある方は申込み不可)
- 町税等を滞納していない者
- 外国人については、1年以上日本国に在籍している者。(在留カードのコピーの提出要)
- 申込者及び同居親族が暴力団員でないこと
- 収入基準額(政令で定める月額所得)に該当する者

世帯の種類	収入基準額
一般世帯	月額158, 000円以下
裁量世帯 例)高齢者のみの世帯、障がい者または小学校就学前の子どもがいる世帯など	月額214, 000円以下

○入居申込可能な収入の目安(一般世帯で、給与収入のある方が1人の場合)

家族構成	年収
夫・妻	350万円以下
夫・妻・子供1人	399万円以下
夫・妻・子供2人	447万円以下

※ 家賃に関してのお問い合わせは益城町役場 都市計画課(096-286-3155)にお尋ねください。

3. 注意事項

- 夫婦の別居、父母の別居等、不自然に世帯を分割した申込みや、他に扶養すべき人のいる親族との同居など、特に同居する理由のない親族との申込みは出来ません。
- 申込書受付の時点で、収入基準超過等により入居資格がないことが判明した方につきましては、受付をいたしませんのでご了承ください。
- 申込書受付後、審査の結果により入居の資格があると認められた方につきましては、抽選日時を後日郵便等により通知させていただきます。
- 抽選会は、入居資格者の中から選拔し見届け抽選会を開催します。
- 入居が決定した場合、速やかに請書の提出をする必要があります。
 - 緊急連絡先(2名)の提出が必要です。
 - 入居時までに敷金3か月分の敷金を納付する必要があります。
- 駐車場について、1戸あたり1台のみ使用可能です。
- 家賃を3か月以上滞納された場合は、町営住宅明渡ししの請求を益城町役場が行います。住宅明渡しの対応等がない場合、訴訟の対象となることがあります。
- 町営住宅では、犬・猫・鳥等動物の飼育は出来ません。(※飼育判明時は、住宅を明渡しして頂きます)
- 町営住宅内及び敷地内での営業行為は禁止です。

4. 申込用紙配布・受付期間

令和 7 年 11 月 4 日(火)～21 日(金)【平日のみ】

配布場所:益城町営住宅管理センター(上益城郡益城町宮園 717-3 A1 ビル 102 号)

配布(受付)時間:午前8時30分～午後5時まで

※ 駐車場には限りがありますので、なるべく公共交通機関または益城町役場の駐車場をご利用ください。

5. 提出書類

・益城町に住民登録がある方

- 町営住宅入居申込書
- 住民票(入居申込世帯全員分で、続柄の記載があるもの)
- 所得額、益城町税に未納がない及び持家がない証明書

… 益城町役場で請求できます。

・上記以外の方

- 町営住宅入居申込書
- 住民票(入居申込世帯全員分で、続柄の記載があるもの)
- 所得証明書[令和7年度分](16歳以上の全員分)※令和7年1月1日時点の住所地にて
- 無資産証明書(18歳以上の全員分)※令和 7 年 1 月 1 日時点
- 納税証明書(16歳以上の全員分) ※令和 7 年 1 月 1 日時点

※ その他、事情に応じて必要な書類を提出していただく場合があります。

問い合わせ先 : 益城町営住宅管理センター TEL 096-285-7850

6. 団地地図



7. 間取り図



間取りイメージ図
(2DK)
※実際の平面図とは異なる場合があります。
(現況を優先します)
※事前の内覧はできません。
(当選者のみ、当選日～意思表示期日まで内覧可)

○単身の場合の入居申込資格

- (1) 申込日現在又は申込受付期間最終日において満60歳以上の者
- (2) 障がい者基本法第2条に規定する障がい者で、その障がいの程度が次に掲げる程度である者
 - ・身体障がい者 身体障がい者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級まで
 - ・精神障がい者 精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級まで
 - ・知的障がい者 療育手帳の障がいの程度がA1、A2又はB1、B2
- (3) 戦傷病者手帳を有する方で、障がいの程度が恩給法別表第1号の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症である者
- (4) 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者(被爆者手帳を有する者)
- (5) 現に生活保護を受けている者、または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている者
- (6) 海外からの引揚者で本邦に引揚げた日から起算して5年を経過していない者
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する者
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当する者
 - ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第3項第3号の規定による一時保護または同法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者(女性相談センター長の証明書を有する者)
 - ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項または第10条の2の規定により裁判所が下した命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者(裁判所の保護命令決定書の写しを有する者)

単身入居における注意事項

- ・身体上または精神上著しく障がいがあるために常時の介護を必要とする方で、常時の介護を受けることができない方は申込み出来ません。
- ・常時の介護を必要とする方については、心身の障がいの状況及び介護状況の内容等を調査したり、入居資格判断の際に介護関係部署に意見を求めることがあります。